

「富山駅周辺整備協議会」の公開要領（案）

（趣旨）

第1条 富山駅周辺整備協議会設置要綱第6条2項の規定に基づき、協議会の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会開催の周知）

第2条 周知の方法は、富山市のホームページへの掲載等により行なうものとする。

2 周知の内容は、日時、場所、議題、傍聴可能人数、傍聴手続、その他必要な事項とする。

（傍聴の申出等）

第3条 傍聴を希望する者は、協議会の開会予定時刻の1時間前から会議開始までの間に、会場の受付に申出なければならない。

2 傍聴人は、先着順に決定するものとする。

（傍聴人の定員）

第4条 傍聴人の定員は20人以内とし、会場の状況により増減できるものとする。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 座長の許可なく、写真やビデオの撮影、録音などをしないこと。
- (3) その他、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為をしてはならないこと。

（傍聴人の退場）

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、座長に退場を命じられた場合には、速やかに退場しなければならない。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、その会議を傍聴することができない。

（報道関係者の取扱）

第7条 報道関係者については、傍聴人と別に席を設けるものとする。

（会議資料等の配布閲覧）

第8条 公開した会議の会議資料等は、傍聴人に配布するとともに、一般の閲覧に供する。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、座長が定める。

附則

この要領は、平成15年7月4日から施行する。